

### 食品などの放射性物質簡易検査を行っています

市では、市民の方々の健康および食品の安全・安心の確保を図るため、簡易型放射性物質検査機器により学校給食などの検査を行うほか、市民および市内の事業者の皆さんから持ち込まれた食品などについて簡易検査を実施しています。  
※検査費用は無料です。

※水道水は対象外です。  
**予約・申込方法**  
検査希望日の前月1日から検査希望日の前日までに市役所農政課窓口または電話にて予約してください。その後に申込書に必要事項を記入していただきます。検査は1人につき1回、1検体までとします。次回の検査は、予約済みの検査終了後にご予約ください。

検体は、検査終了後にお持ち帰りください。検査結果については、検査終了後、検査結果報告書をお渡しします。ただし、簡易検査のため、証明書としては使用できません。検査結果は、品目・数値を公表します。  
詳しくは市役所農政課 ☎ 443-1402 へ。

#### 対象品目

市内で生産・消費される食品など（スーパードリンクなど購入したものは除きます）

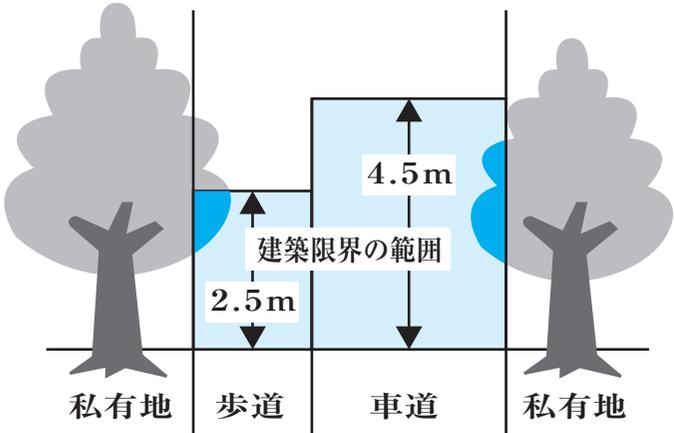
#### 検査日・受付件数

毎週月・水・金曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前・午後 各3件  
※休庁日は除きます

#### 検体の持ち込みなど

検体は、1ℓの容器に充

### 樹木の枝などが道路に張り出していないですか



道路に樹木の枝などが張り出していると、車両や歩行者の通行の妨げになります。

また、張り出した枝などにより通行する車両などが傷ついた場合、その所有者に損害賠償を求められることがあります。

道路沿いの土地を所有または管理されている方は、樹木の枝などが道路に張り出さないように適切な管理をし、道路の安全交通にご協力ください。

食品などの放射性物質簡易検査を行っています

### 第44回春の市民ハイキング参加者を募集

とき 5月18日(土)  
ところ 三湖台・紅葉台  
(山梨県鳴沢村)

みできます。  
申込方法 申込期間内に費用を添えて、スポーツ振興課へお申し込みください。

人数の変更や中止をする場合があります。  
※当日は、スポーツプラザ集合・出発・解散となります。

対象 中学生以上の市内在住・在勤者

申込期間 4月13日～5月4日

詳しくは、市教育委員会スポーツ振興課(スポーツプラザ内) ☎ 443-1465 へ。

※健康で体力に自信のある方に限ります。(中学生は保護者の同伴が必要。)  
費用 1人3900円  
定員 82人(申込順)  
※一人2人分まで申し込

※参加申込数により、催行

詳しくは、市役所都市計画課 ☎ 443-1430 へ。

### 住宅リフォーム工事補助金の受付を開始します

市内の施工業者により自己所有住宅のリフォーム工事を行う市民の方に補助金を交付します。

市役所都市計画課  
受付件数 30件(申込順)  
※予算に達した時点で終了となります。

(千円未満は切り捨て、上限額は10万円)  
※なお、申請を行う前に工事を行われた方は、補助対象になりません。  
詳しくは、市役所都市計画課 ☎ 443-1430 へ。

受付期間 4月1日～12月20日  
受付場所

リフォーム工事に要する経費の100分の10以内

画課 ☎ 443-1430 へ。

### 耐震診断補助金・耐震改修工事補助金の受付を開始します

#### ○耐震診断補助金

昭和56年5月31日以前に建築、または工事着工された個人の木造住宅の耐震診断を行う市民の方に補助金を交付します。

切り捨て、上限額8万円)  
※なお、申請を行う前に耐震診断を行われた方は、補助対象になりません。

#### ○耐震改修工事補助金

昭和56年5月31日以前に建築、または工事着工された個人の木造住宅で、耐震診断の結果が1・0未満(倒壊のおそれがある)の木造住宅に対して、耐震改修工事を行う市民の方に補助金を交付します。

昭和56年5月31日以前に建築、または工事着工された個人の木造住宅で、耐震診断の結果が1・0未満(倒壊のおそれがある)の木造住宅に対して、耐震改修工事を行う市民の方に補助金を交付します。

4月1日～12月20日  
市役所都市計画課  
受付件数 10件(申込順)  
補助金額 耐震改修工事に要する経費の100分の23以内(千円未満切り捨て、上限額は30万円)  
※なお、申請を行う前に耐震改修工事を行われた方は、補助対象になりません。  
詳しくは、市役所都市計画課 ☎ 443-1430 へ。

○耐震診断補助金  
昭和56年5月31日以前に建築、または工事着工された個人の木造住宅の耐震診断を行う市民の方に補助金を交付します。

昭和56年5月31日以前に建築、または工事着工された個人の木造住宅で、耐震診断の結果が1・0未満(倒壊のおそれがある)の木造住宅に対して、耐震改修工事を行う市民の方に補助金を交付します。

4月1日～12月20日  
市役所都市計画課  
受付件数 10件(申込順)  
補助金額 耐震改修工事に要する経費の100分の23以内(千円未満切り捨て、上限額は30万円)  
※なお、申請を行う前に耐震改修工事を行われた方は、補助対象になりません。  
詳しくは、市役所都市計画課 ☎ 443-1430 へ。

※道路法第30条および道路構造令第12条では道路を安全に通行するため、車道の上空4・5m、歩道の2・5mの範囲に通行の障害となる物(樹木・看板など)は置いてはならないと規定されています。  
詳しくは、市役所道路河川課 ☎ 443-1420 へ。